

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
1	清掃センター	56	指摘	令和2年度における塵芥収集車の購入に当たり実施された中間検査(2件)のための市外旅行に関しては、復命書は特に作成されていなかった。船橋市職員服務規程第12条では、公務による旅行を完了した職員は、5日以内に復命書を作成し、所属長を経て旅行命令権者に復命しなければならないとされているため、当該中間検査に係る市外旅行に関して、復命書を作成し提出されたい。	R4.10.25
2	清掃センター	57	意見	今回の包括外部監査を含めて、各種監査等を受検する際には適時的確な監査等の資料を提出することができるよう、事務所内の情報管理と必要事項の周知を徹底する仕組みを構築し、公文書管理の一環として、過去の公文書の閲覧や提出等の事務を円滑に行う体制を整備するよう要望する。	R4.10.25
3	清掃センター	58	指摘	清掃センターで貸与されるべき被服について、事実上過年度から職員に貸与されずに倉庫で保管されている被服が存在している。被服貸与簿上では貸与されていることとなっているが、実際には倉庫に保管されている被服については、帳簿記載内容が不実の記載であるため、倉庫で保管されている被服の数量調査を実施し、その保管の原因を解明して、貸与されるべき職員に対して実際に貸与されるよう、事務改善を行われたい。	R4.10.25
4	清掃センター	59	指摘	軽微な消耗品の出納管理に関しては、事実上の受払簿による現場での帳簿管理を実施することも考えられるが、船橋市物品管理規則上では、一定の要件(同規則第13条第2項各号)に該当しない限り、消耗品出納簿及び原材料出納簿を整備することとなっているため、「消耗品出納簿」という帳簿を編冊し、予算執行伺書の作成時に出力される明細書を保管するだけでなく、規則上で規定する消耗品出納簿等を整備されるよう検討されたい。	R4.10.25
5	清掃センタークリーン推進課	61	意見	市域を南北に分けて家庭系ごみの収集運搬業務を直営と委託で役割分担を行っている現状に対して、車付き人員体制、車両耐用年数、補充人員、予備車両及び整備員人件費の取扱いの異なる合理的な説明を行うために、清掃センターとクリーン推進課は協議を行い市民に対しても納得の得られる説明を行うよう要望する。	R4.10.25
6	クリーン推進課	65	意見	可燃ごみ収集運搬業務等の契約は仕様発注であるため、仕様書に記載の重要な業務項目に関連する条件等(収集区域、収集時間帯等収集作業手順、曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況)及び収集ルートについては、事実確認のため関連資料を入手して、委託業務の実態を書面上も把握し、実績報告の内容を照合することにより検査を実施し記録するよう要望する。	R4.10.25
7	クリーン推進課	66	意見	可燃ごみ収集運搬業務等委託の現在の契約形態は、随意契約が従来から継続的に採用されていることから、この業務委託に業務実施の実績や競争性を反映することが難しい。したがって、当該業務委託の契約方法をより実績に近く、かつ効率性・経済性を反映する契約方法に変更することを要望する。	R4.10.25
8	クリーン推進課	67	意見	可燃ごみ収集運搬業務等委託の現在の標準的な積算方法について、随意契約を前提とした契約であることから、委託業者の人件費や車両関係費の実績を調査により把握して、実績から見てもその積算単価等が適切であるかどうかを検証するよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
9	グリーン推進課	67	意見	現在の標準的な積算方法の適切性を検証した結果として、その積算方法の一部に修正を加える必要がある場合、より実績に基づいた適正な積算に変更することを要望する。	R4.10.25
10	グリーン推進課	68	指摘	燃料費は、可燃ごみ収集運搬業務等の委託料を積算する際の重要な算定項目の一つである。その燃料費の算定式の係数として設定されている燃費は、少なくとも過去に設定されてから近年は見直しがなされていないため、今後は実際の燃費による見直しを行い、【現状・問題点】で参考として示した算定式※で、実際の燃費を次年度の予算や積算業務の際に活用されるよう検討されたい。 ※報告書中の記載 【燃料費に係る現在の積算式】 積算燃料費＝積算市場単価×予想走行距離÷積算燃費 【実績に基づく燃費の積算式】[収集地区別検証] 燃費実績＝(平均実際市場単価×実際走行距離)÷実際燃料費	R5.10.19
11	グリーン推進課	70	指摘	可燃ごみ収集運搬業務等委託の積算項目のうち、より重要な積算科目である車両費(塵芥車の減価償却費)を積算する際に、耐用年数を超過した車両の償却費は積算してはならないものとする。可燃ごみ収集運搬業務等委託の契約が随意契約であり、経済性の面で健全な競争原理が働くことが期待しづらいことから、現在の直営による車両費の基礎データではなく、委託業者の車両費の実績データをもとに積算することを検討されたい。	R5.10.19
12	グリーン推進課	70	意見	可燃ごみ収集運搬業務等委託の車両費を積算するためには、現在でも委託業者から徴取している実績報告書及びそれに付随して提出させている決算書や車両関係データ等を活用することができるものと考えられる。そのため、実績報告書等のデータのうち、車両費に係る実際のコストに基づいた積算が重要であり、その積算に活用できるデータを把握するための積算基礎資料を入手するよう要望する。	R4.10.25
13	グリーン推進課	71	意見	可燃ごみ収集運搬業務等委託に係る積算で使用する現場管理費及び一般管理費の率は直接経費の金額など業務委託の規模の差異にもかかわらず、現在一定率を適用しているが、算定結果が委託業者の該当する間接費と比較して適切であるかどうかを検証し、実態に合った変動的な設定率等を使用するなどの積算に変更するよう要望する。	R4.10.25
14	グリーン推進課	73	意見	可燃ごみ収集運搬業務等委託における予備車の位置づけを明確にし、委託業者の業務実施上必要がある旨、また、委託業者が提出する「車両一覧表」においても、他の収集運搬業務に使用する車両との供用がある場合はその旨を記載させたい。予備車である車両を明記させるよう要望する。	R4.10.25
15	グリーン推進課	73	意見	委託業者から提出される「車両一覧表」は、可燃ごみ収集運搬業務等委託の経費積算上重要な積算データにもなりうるものであり、各委託業者が実際に管理する車両の保有年数、更新車両の確認又は所有の有無(リース車両等の有無)等を確認することができるため、適正な積算資料として活用するよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
16	クリーン推進課	75	意見	市所管課としては、委託業者ごとに日々収集するごみの収集コースの情報を紙ベース又は電子ベースで保有しているのかどうか、また、収集コースの確定や変更などの状況など、それらの情報の保有状況を把握することは、委託業務の適正な執行のために重要であるため、それらの基礎資料を調査することにより把握し、委託業務の設計などに適切に活用することを要望する。	R4.10.25
17	クリーン推進課	75	意見	市所管課としては、ごみ収集運搬業務の電子化を進めるためにも、委託業者が保有し管理するごみ収集コース等の情報を地図情報システム等の電子化により、当該業務実施や市所管課との情報の効率的な流通に寄与する仕組みを構築することを要望する。	R4.10.25
18	クリーン推進課	76	意見	市所管課が、契約書上、委託業者から提出される収集業務実績報告書の内容を検査する際、効率的な検査を行うためには報告様式を統一し、さらに表計算ソフト等を指定して、電子ベースでの提出を促すことにより、検査業務の効率性を確保するよう要望する。	R4.10.25
19	クリーン推進課	80	指摘	家庭系可燃ごみ収集運搬業務委託における人件費の積算に際して、「運転手1人」と「作業員1人」という基準を採用しているが、実績とは異なるものであるため、事実に基づく合理的な積算に変更する必要がある、地域の収集運搬の特殊性等を勘案したより実績に即した積算に変更されたい。	R6.10.17
20	クリーン推進課	80	指摘	可燃ごみ収集運搬業務の人員体制について、委託業者からの実績報告により1人乗車体制となった日があることが把握された。1人乗車体制は仕様書上規定する基本人員「2名」に反する異常な状態であるため、市所管課としては、1人体制による業務委託の実施の実情を詳細に把握し、必要に応じて当該地区の委託業者に対する正式な指導を実施されたい。	R4.10.25
21	資源循環課	87	意見	船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準の改正に当たって経過措置期間を設定する場合には、製造者等の販売努力で旧基準の指定袋の在庫を相当程度消化できる現実的な期間を十分に検討の上、経過措置期間の設定方法を見直すよう要望する。	R4.10.25
22	資源循環課	87	意見	船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準が改正された場合には、改正後の規格に適合していない旧基準の指定袋が相当期間流通する可能性があるため、市民に対してはその旨の周知強化を図るよう要望する。	R4.10.25
23	資源循環課	87	意見	船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準が改正された場合には、製造者による製造時期の確認を行い、経過措置期間経過後に旧基準の指定袋が製造されていることが判明した場合には、船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準第6条に基づく改善等の指示及び指導を行うよう要望する。	R4.10.25
24	資源循環課	88	意見	船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準第6条に基づく改善等の指示及び指導の実効性を担保するために、指定袋が認定された後に、定期的に又は随時に当初の認定に係る規格が遵守されているかどうかを確認するための明文上の手続規定を船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準に追加することを検討するよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
25	資源循環課	89	指摘	指定袋の認定の取消しや名称等の公表は製造者等にとって不利益となるため、指定袋の製造者等に対しては、不服申立及び告知・聴聞の機会を保障する規定を船橋市指定袋(家庭系ごみ袋)の認定基準に条文を追加するよう検討されたい。	R5.10.19
26	クリーン推進課	94	意見	粗大ごみを排出する前に購入する粗大ごみ処理券の払戻しが現在はパンフレットの記載により禁止されているが、その払戻し禁止のルールに係る合理的な理由が市民の利便性の面から見出すことができるかどうか検討を行うことを要望する。	R4.10.25
27	クリーン推進課	94	意見	粗大ごみ処理券の払戻し禁止のルールを継続する場合、市民の利便性を制限することからも、パンフレット以外の特約店等によりそのルールを明記するよう要望する。	R4.10.25
28	クリーン推進課	95	意見	粗大ごみ処理券管理簿及び粗大ごみ処理券管理簿内訳表について、電子ベースでの独自システムで管理を行う取扱店に対する承認行為に関しては、一定の統一様式による申請書を定めるよう要望する。	R4.10.25
29	クリーン推進課	95	意見	粗大ごみ処理券管理簿及び粗大ごみ処理券管理簿内訳表について、電子ベースでの独自システムで管理を行う取扱店に対する承認を行う決裁文書の保存年限の設定に関しては、その承認の対象となる取扱店等が粗大ごみ処理券を取り扱う期間と整合を図ることにより、適切な文書管理を行うよう要望する。	R4.10.25
30	クリーン推進課	95	意見	粗大ごみ処理券の9月末分に係る粗大ごみ処理券管理簿の記述内容は、仕様書によると単に在庫数だけの記述でよいことが記載されているが、実態は、3月末分の報告と同様、各取扱店から粗大ごみ処理券の「交付枚数及び残枚数」の報告を受けているということであるため、仕様書の該当箇所に関しても実態に合った記述に改めるよう要望する。	R4.10.25
31	クリーン推進課	96	意見	市所管課が現在実施している月次実績データの集計に基づく、各取扱店の9月末分及び3月末分の粗大ごみ処理券管理簿の記載内容に係る検証作業は、取扱店の実際の記載誤り(過少報告等の不実記載を含む。)まで、必ずしも検証し発見することにはならないため、仕様書に記載されている帳簿等や処理券の管理に関する「業務の調査等」をサンプリングにより、抜き打ちで実施するなどの検討を実施するよう要望する。	R4.10.25
32	クリーン推進課(粗大ごみ受付センター)	101	意見	粗大ごみ受付センターの職員が、粗大ごみの電話申込みを受ける際に錯誤により、粗大ごみ処理手数料の単価を誤って伝達することがないように、「粗大ごみ受付対応マニュアル」の記載内容を適時適切に改訂するよう要望する。	R4.10.25
33	クリーン推進課(粗大ごみ受付センター)	101	意見	新規採用職員の研修や日常の電話受付業務を円滑に実施することができるよう、当該業務専用の業務マニュアルを整備することを要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
34	クリーン推進課	103	意見	粗大ごみ受付センターにおける現在の受付業務の実施方法は、インターネットによるシステムでの受付と比較すると、受付曜日や時間帯、手数料の支払方法等の利便性の面で、粗大ごみを申請する市民にとって圧倒的に不利となっている。また、当該受付に係る年間の費用の面でも、現在の実施体制では一般財源の負担が極めて大きい仕組みであると判断することができる。 したがって、粗大ごみ受付センターにおける業務の実施手法を再検討し、インターネットによる粗大ごみ受付システムの導入の検討を多面的に実施することを要望する。	R4.10.25
35	資源循環課	107	指摘	有価物置場の適正な利用を継続するためにも、船橋市・運営事業者・一般廃棄物協同組合との間で有価物置場の使用責任を明確にする必要があることから、協定等の締結を含めた対応を徹底されたい。	R6.10.17
36	資源循環課	109	意見	事業系可燃ごみへの搬入不適物の混入を抑制するためにも、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する現況下においては新型コロナウイルス感染症の感染リスクを考慮しながら、ごみに直接触れない方法での検査等を行う必要があることから、北部清掃工場及び南部清掃工場において現在一時中止されている展開調査に代わる代替案を検討し実施するよう要望する。	R4.10.25
37	資源循環課	110	意見	北部清掃工場及び南部清掃工場においては、搬入物検査装置を使わずとも、一定程度の効果がある処理体制と検査体制が確保されているものと考えられるが、事業系可燃ごみへの処理不適物の混入を抑制するためにも、より一層の事業系可燃ごみの適切な分別と処理の推進を進める必要があることから、搬入物検査装置の導入等の検査の容易化、短時間化、費用対効果について比較検討するよう要望する。	R4.10.25
38	資源循環課	113	意見	自動化された業務処理と情報システムから生成される情報を検証する場合には、コンピュータ・プログラムにより自動化された業務処理が正しく機能している、チェックされたデータについて簡単に変更が加えられる可能性があってはモニタリング手続の実効性が認められないことから、データが適切なアクセス・コントロールの下に運用されていることを確認する等、より効果的、効率的なモニタリング手続を実施するよう要望する。	R4.10.25
39	資源循環課	115	意見	民間事業者の創意工夫や用役等の調達力をうまく活用して事業コストを削減し、より効率的に事業を実施していくことは非常に有用ではあるが、北部清掃工場、南部清掃工場及び西浦資源リサイクル施設の安全・安定した稼働の継続性を確保していくためには、管理する側の市所管課によるモニタリング手続を適切かつ効率的に実施する必要がある。そのため、市所管課では、北部清掃工場、南部清掃工場及び西浦資源リサイクル施設に市所管課職員を定期的に常駐させること等により、これらの事業を十分にモニタリングできる人材を育成するとともに、モニタリング手続をマニュアル化する等、標準的なモニタリング手法の整備を図るよう要望する。	R4.10.25
40	資源循環課	118	意見	ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、徴収事務の適切かつ公平な徴収を徹底するために、事実上の一時的な徴収の猶予の事案についても、その事案の概要を網羅的に把握する必要があることから、運営事業者から業務月報等により市所管課へ報告するよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
41	資源循環課	120	指摘	事業系ごみの処理手数料に関しては、計量表に表示されている重量どおりに正しく徴収されているが、ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、北部清掃工場及び南部清掃工場での計量機での計量単位と条例での単位との整合性を図る必要があることから、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第39条第4号にある1kg当たり20円(消費税相当額を除く。)を、10kg当たり200円(消費税相当額を除く。)へと、10kg単位での手数料表記に変更することについて、条例の改正を含めた対応をされたい。	R6.10.17
42	資源循環課クリーン推進課	122	指摘	粗大ごみ処理手数料の徴収に関しては、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例どおりに正しく徴収されているが、ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、「家庭ごみの出し方」での表記と同条例での表記との整合性を図る必要があることから、「家庭ごみの出し方」での表記を同条例第39条第5号に定められた表記へと変更することについて、「家庭ごみの出し方」の改訂を含めた対応をされたい。	R4.10.25
43	資源循環課クリーン推進課	124	指摘	ごみ処理手数料の徴収事務の透明性を確保し、ごみ処理手数料の適正かつ公平な徴収を徹底するためにも、ごみ出しに関するパンフレットにおける消費税相当額の表記について、船橋市廃棄物の減量、資源化及び適正処理に関する条例第39条に定められた端数処理の方法との整合性を図る必要があることから、パンフレットにおける表記を同条例第39条に定められた表記へと変更することについて、パンフレットの改訂を含めた対応をされたい。	R5.10.19
44	資源循環課	127	指摘	家庭から排出される粗大ごみ処理手数料を徴収するに当たり、現状では、重量によっては、領収証に表記される消費税額が不適切であるため、消費税額を適切に表示するよう改善されたい。その際には、令和5年10月1日から開始される適格請求書保存方式への対応も含めたシステム改修を検討されたい。	R5.10.19
45	資源循環課	127	意見	中長期的には、システム改修やキャッシュレス対応等の各種効率化施策の進展によって、1円単位の徴収に伴う非効率性は解消され、端数切捨てのメリットは消失することが考えられるため、廃棄物条例における端数切捨てに係る規定の見直しを検討するよう要望する。	R4.10.25
46	資源循環課	131	指摘	公有財産台帳は船橋市公有財産規則第34条に基づき、適切に作成されたい。	R4.10.25
47	資源循環課	131	意見	公有財産台帳の情報については、記載内容の正確性、網羅性について、毎年度一定の時点で確認を行い、適時情報を確認できる体制を構築するよう要望する。	R4.10.25
48	資源循環課	135	指摘	公有財産の適切な管理・運用を確保するためにも、公有財産台帳は、個々の公有財産が、地方公共団体の所有に帰してから、それが、地方公共団体の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維持保全及び処分経緯の記録であり、その公有財産の現況が分かるようにしておくことが必要であることから、工事請負契約に含まれる機械設備、電気設備等の工作物については、公有財産台帳に工作物として登録するよう財産管理課と協議されたい。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
49	資源循環課	137	指摘	固定資産台帳は、財務状況を示す財務書類の作成に必要な情報を備えた補助簿であり、ストック情報や減価償却費等の現金支出を伴わないコストも含めたフルコストでのフロー情報をより正確に把握するためには、固定資産の現物が確認でき、対応する価額を特定でき、かつ、耐用年数が異なる等の償却資産の単位に区分して固定資産台帳へ登録することが必要であることから、工事請負契約に含まれる機械設備、電気設備等の工作物については、固定資産台帳に工作物として登録するよう財産管理課と協議されたい。	R4.10.25
50	資源循環課	139	指摘	公有財産の適切な管理・運用を確保するためにも、公有財産台帳は、個々の公有財産が、地方公共団体の所有に帰してから、それが、地方公共団体の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維持保全及び処分の経緯の記録であり、その公有財産の現況が分かるようにしておくことが必要であることから、追加工事が財産の取得に該当し、かつ、当該財産の所有権が船橋市に移転しているものについては、船橋市公有財産規則第34条第5号にしたがい、見積価額をもって公有財産台帳へ登録する事務を徹底されたい。	R4.10.25
51	資源循環課	141	指摘	公有財産台帳は、財産に関する調書の調製や財産の保全、維持、使用、収益等を通じた現物管理を主眼として作成されるものであり、公有財産の適切な管理・運用を確保するためにも、公有財産台帳は、個々の公有財産が、地方公共団体の所有に帰してから、それが、地方公共団体の所有から離れるまでの間における当該公有財産の取得、管理運用、維持保全及び処分の経緯の記録であり、その公有財産の現況が分かるようにしておくことが必要であることから、備品の取得価額相当額を控除した残額を公有財産の取得価額として登録する事務を徹底されたい。	R4.10.25
52	資源循環課	159	指摘	人件費支出についてはその全てを施設維持管理運営支出として計上するのではなく、施設維持管理運営支出と自主事業支出に適切に区分経理を行うよう指定管理者に対して指導されたい。	R4.10.25
53	資源循環課	160	指摘	現在の会計処理を会計実態に合った処理に改め、適正な経理・会計処理を行うよう指定管理者に対して指導されたい。	R4.10.25
54	資源循環課	161	指摘	指定管理者側で購入し、市の所有となっている卓球台106,975円については、備品台帳に適切に登録されたい。	R4.10.25
55	資源循環課	162	意見	売店の領収証に記載される領収者の名称については、施設の指定管理者ではなく売店の運営事業者であることが明確になるよう、現状の領収証の記載を見直すことを、指定管理者及び再委託業者に指導するよう要望する。	R4.10.25
56	資源循環課	164	意見	市所管課は、定期的に実地にて売上現金の管理状況について確認する際には、証憑資料や指定管理者が実際に現場で使用している管理資料の確認まで行うよう要望する。	R4.10.25
57	資源循環課	164	意見	市所管課としては、指定管理者に対して、レジ締め手順や売上記録と売上現金の照合作業に係るルールを記載した作業手順書等の業務マニュアルを作成し、周知徹底を促すよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
58	資源循環課	171	意見	今後も感染症等何らかの理由で現地に赴いての確認ができなくなる可能性を考えて、また、現地に赴かなくとも随時、効果的かつ効率的なモニタリングが可能となるようリモート確認の手法を、市所管課の創意工夫のもと、委託業者とも協議の上、検討するよう要望する。	R4.10.25
59	資源循環課	171	意見	委託業者による処分又は資源化の実施状況については、年1回以上の実地確認が法令の定めによって求められているが、一方で新型コロナウイルス等対策特別措置法に基づく緊急事態宣言等、他の法令に基づく措置により現地に赴いての確認ができなくなる可能性が今後も考えられることから、例えば緊急時には現地に赴かなくとも随時、効率的なモニタリングが可能となるリモート等での確認を実地確認とみなせることになるよう、全国都市清掃会議等を通じて国へ働きかけることを要望する。	R4.10.25
60	資源循環課	173	意見	随意契約において、委託料の単価を検証する際、特に委託料の値上げを検討する際には、委託業者に対して、見積単価の積算資料や分析資料等単価の妥当性について定量的な検証ができる資料の提出を求めるよう要望する。	R4.10.25
61	資源循環課	173	意見	廃棄物の最終処理・資源化施設についても、現契約の継続ありきではなく、現在契約している委託業者以外の業者について調査した上で、該当する業者に対して必要に応じて情報提供を依頼し、現在の契約内容との比較検討を行うよう要望する。	R4.10.25
62	クリーン推進課	177	意見	債権債務の相殺は、原則として当事者の一方の意思表示のみで成立することから、相手の同意がなくても一方的な事後通知だけで可能であるが、市民に対する効果的な周知の方法を検討するよう要望する。	R4.10.25
63	クリーン推進課	178	意見	納付書を再交付する際の市民に対する注意喚起の方法を創意工夫してマニュアル化し、担当職員間で共有する等、二重払いによる過誤納の発生を抑止するための組織的な対応を図るよう要望する。	R4.10.25
64	クリーン推進課	179	意見	過誤納が発生した滞納者に対して過誤納金を還付する場合、還付加算金が発生するか否かに関わらず、システム上で還付加算金の金額の計算を行い、その結果を保管しておくことを要望する。	R4.10.25
65	クリーン推進課	181	指摘	し尿収集手数料管理システム保守委託は市所管課が業者に対してシステムの保守を依頼した場合に業者にシステムの保守をしてもらう業務であって、当初からシステム保守実施計画が存在する性格の契約ではないとのことである。業務の性格上、システム保守実施計画が不要なのであれば、仕様書の「作成した保守実施計画書に基づき業務を実施すること」という文言も不要であるから、当該文言を削除されたい。	R4.10.25
66	クリーン推進課	181	意見	し尿収集手数料管理システム保守委託契約においては、担当者が作成した仕様書を市所管課内の別の担当者が確認し、上席も確認しているにもかかわらず不要な文言の削除を失念しているという点で内部統制の運用上の不備が認められる。仕様書の文案について、市所管課内における相互確認の方法を見直すよう要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
67	クリーン推進課	182	指摘	システム保守の作業終了後、委託料の支払の前に、必ず、委託業者から作業内容を記載した業務報告書を受領して、委託業者が実施した業務の内容を確認されたい。	R4.10.25
68	クリーン推進課	182	指摘	し尿収集手数料管理システム保守業務委託契約書には業務報告書の提出についての記載があるが、仕様書には業務報告書の提出についての記載がないため、仕様書にも業務報告書の提出についての文言の他、業務報告書への記載内容、提出時期、提出方法等について具体的に記載されたい。	R5.10.19
69	クリーン推進課	187	指摘	滞納者から分割納付等の納付誓約の申し出があった際には、船橋市債権管理条例施行規則第11条第1項に定める手続が必要であることを滞納者に説明した上で、必要な手続をとり、地方自治法施行令第171条の6にのっとり履行延期の処分をされたい。	R5.10.19
70	クリーン推進課	187	意見	滞納者本人以外が納付誓約等の市との窓口を担う場合には、当該窓口になった者が滞納者本人の代理人又は使用者であることを確認した上で手続を進める必要があるため、滞納者本人への電話連絡による確認や、滞納者本人からの委任状の提出を受けるよう要望する。	R4.10.25
71	クリーン推進課	188	意見	滞納者本人以外が納付誓約等の市との窓口を担う際に、当該窓口になった者について滞納者本人の代理人又は使用者であることが確認できない場合には、当該窓口になった者による併存的債務引受の手続も検討するよう要望する。	R4.10.25
72	クリーン推進課	189	意見	し尿収集手数料の滞納者が死亡し、滞納額がおおむね10,000円以下で相続人調査を行わない場合には、速やかに徴収停止の上で、管理対象から外すことができるように債権放棄について債権管理課と協議するよう要望する。	R4.10.25
73	クリーン推進課	190	意見	催告書を送付する際には、現在の催告書への加筆や別紙を利用するなどして延滞金が存在する旨及びその利率等を記載し、可能であれば催告書発送日現在の延滞金を計算の上で催告書に明記して送付するよう要望する。	R4.10.25
74	クリーン推進課	191	意見	し尿収集手数料の滞納者が生活保護を受給中の場合、現在の他の滞納者と同様に催告の対象としている画一的な運用を見直し、滞納者の生活状況に応じて催告書の文言を改めた上で、船橋市債権管理条例第14条第1号に該当する場合には催告を繰り返すことなく、適宜、債権放棄について検討し、債権管理課と協議するよう要望する。	R4.10.25
75	資源循環課	194	意見	船橋市物品管理規則を所管している会計課と規則・要綱の取扱いも含めた協議の上、現状の形式的な出納簿の作成事務を見直すよう要望する。	R4.10.25
76	資源循環課	200	意見	備品の網羅的把握に資するような備品台帳のサポート資料の作成を検討するよう要望する。なお、サポート資料の様式については、例えば、備品番号、備品名称に加え、備品の詳細な設置場所(例:1階休憩室)、配置図(設置場所の間取り図に★印で備品の設置場所を示す)、備品の写真等を掲載することが考えられる。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
77	資源循環課	201	指摘	現在使用しておらず、今後の使用見込みもない備品については、用途廃止・除却処理されたい。	R4.10.25
78	資源循環課	201	意見	故障中の備品を長期間放置することは、効果的・効率的な業務運営に支障を来すリスクがあるため、必要であれば買換え・修理を、不用であれば廃棄をする等の早急な対応を要望する。	R4.10.25
79	資源循環課	203	指摘	長期間未使用となっている備品については、その用途について検討の上、有効に活用されたい。	R5.10.19
80	資源循環課	203	指摘	場長が物品管理の重要性を十分に理解した上で、船橋市物品管理規則、船橋市物品管理要綱及び会計管理者から発出される「物品調査報告書の提出について(依頼)」添付の「物品調査方法」に基づき、適切に現物確認を行われたい。	R4.10.25
81	資源循環課	207	指摘	西浦処理場におけるトラックスケール修繕工事については、工作物として固定資産台帳に登録するよう財産管理課と協議されたい。	R4.10.25
82	資源循環課	207	意見	市所管課においては、特に修繕工事を管理する担当者に対して、「統一的な基準による地方公会計マニュアル」に規定されている資本的支出と修繕費の区分について教育し、内容を十分に理解した上で実務に当たると要望する。	R4.10.25
83	クリーン推進課	214	意見	資源ごみ収集運搬業務委託契約は仕様発注であるため、仕様書に記載された重要項目等(曜日別収集区域、収集運搬車両の稼働状況)については、事実確認のため関連資料を入手して、委託業務の実態を把握し、実績報告の内容を照合することにより検査を実施し記録するよう要望する。	R4.10.25
84	クリーン推進課	215	指摘	資源ごみ収集運搬業務の人員体制について、仕様書において「1台当たりの収集運搬業務従事者の数は基本2名とする。」と規定されているが、実績報告のサンプルを検証した結果、令和3年3月において、特定の委託業者において日常的に1名乗車で業務実施している車両があることが判明した。1人乗車で業務実施について、適時に実態を詳細に調査し、必要に応じて当該地区の委託業者に対する正式な指導を実施されたい。	R4.10.25
85	クリーン推進課	219	指摘	資源ごみ(ペットボトル)収集運搬業務委託契約の委託業者は、可燃ごみ収集運搬業務委託契約との兼務により、保有する塵芥車両を当該業務に用いることが前提となっている。本収集運搬業務委託契約の積算資料における車両費について、可燃ごみの収集運搬業務委託業者に委託することによる経費削減効果が考慮されていないため契約金額が過大となっている可能性がある。随意契約により継続的に同じ委託業者を選定していることから、経済性が働きにくい状況にあるため、委託業者における経費削減効果を反映の上、積算方法を見直されたい。	R5.10.19

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
86	クリーン推進課	219	意見	資源ごみ(ビン、カン、ペットボトル)収集運搬業務に係る契約額算定の基礎となる積算データについて、委託業者における稼働時間、車両更新サイクル、平均走行距離等に基づく実際の発生費用及び同業者における平均的な適正利潤(中小企業庁が公表している業種別利益率の統計データ等に基づき算定)を考慮し、人件費、車両関係費、現場管理費、一般管理費の各積算基礎について見直すよう要望する。	R4.10.25
87	クリーン推進課	229	指摘	現行の有価物・資源ごみ回収協力金制度については、平成8年に回収方法が拠点回収からステーション回収に移行したため、登録団体の活動と回収量にかい離があること、一部公平性に欠けていること等、制度の仕組みとして問題があることから、制度の廃止又は制度の仕組みを根本的に見直すことを検討されたい。	R4.10.25
88	クリーン推進課	236	意見	有価物回収業務は、経営基盤が決して強くない零細事業者によって支えられている現状を理解し、市況を適正に予測した上で、安定的な有価物回収業務の維持・継続のために不足のない予算を策定するよう要望する。	R4.10.25
89	クリーン推進課	237	意見	業務委託料を試算する際には、回収業者の業務実態を詳細にヒアリングし、経費の内訳・金額等のコスト情報の提供を求め、厳密に委託料を設計・積算すべきことに留意の上、有価物回収業務の委託化に向けた具体的な検討に着手するよう要望する。	R4.10.25
90	資源循環課	249	指摘	資源ごみ分別業務委託契約における契約単価の算定について、各処理ラインにおける人員体制及び機械設備の状況について必要十分な工数及び経費を見積もり、資源ごみの種類別(ビン、カン、ペットボトル)に設定することを検討されたい。	R4.10.25
91	資源循環課	249	意見	資源ごみ分別業務契約に含まれる単価契約に適しない業務、つまり資源ごみの処理量に関連しない施設見学対応業務や売却等に係る業務、また中期的に処理量の継続的な減少が見込まれるビンの分別処理業務について、総価契約とすることを検討するよう要望する。	R4.10.25
92	資源循環課	253	意見	委託業者が実施する売却に係る業務の詳細について、仕様書や指示書等において記載することを要望する。記載する内容は、日次の引渡量の計量データの確認・照合に関する事項、売却代金の徴収及び収納に関する事項などが考えられる。	R4.10.25
93	資源循環課	253	意見	船橋ビン・カン・ペットリサイクルセンターで実施する資源ごみの売却に係る業務のうち、売却先の選定、引渡価格決定に関する事項について、市所管課にてモニタリングする手順や内容を定めることを検討するよう要望する。例えば、委託業者が売却先から入手している仕切書の提出を求め、委託業者にて実施する照合作業を確認するという手続をランダムサンプリングにより実施することが考えられる。	R4.10.25
94	廃棄物指導課	257	意見	債務超過の会社に対して許可を更新する際には、例えば、経営改善計画書の提出を徴求したり、経営改善に向けての施策をヒアリングにより確かめたりする等の追加的な審査手続を実施し、許可業者の事業継続の可能性について一定の心証を得るよう努めることを要望する。	R4.10.25

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
95	資源循環課廃棄物指導課	258	意見	長期安定的な収集運搬体制を構築するという観点からは、現在の体制ありきではなく、状況に応じて柔軟に検討するよう要望する。	R4.10.25
96	グリーン推進課廃棄物指導課	262	意見	事業者に対する立入調査を単にルールの遵守状況の形式的な確認作業にとどめるのではなく、現場におけるごみの適正排出・減量・リサイクルに係る実際の取組事例について知るための好機と捉えて積極的に観察・ヒアリング等の手続によって情報入手に努めるとともに、立入調査の結果として得られる現場の情報を他の事業者に対する指導・啓発に積極的に活用するよう要望する。	R4.10.25
97	グリーン推進課廃棄物指導課	264	意見	事業者に対するごみの分別・適正排出や減量を啓発する媒体においては、市から事業者に対する一方的なお願いとどまらず、例えば、ごみの分別・減量等が事業者にもたらすメリットを具体的な数字・金額で示したり、実践可能性の高い具体的な取組事例を紹介する等の方法によって、より効果的な啓発の方法を取り入れるよう要望する。	R4.10.25
98	資源循環課	270	指摘	公益社団法人全国都市清掃会議が公表した「廃棄物処理事業原価計算の手引」をベースとして、市の実務との相違点を明らかにした上で、市独自のごみ原価計算基準を明文化されたい。	R4.10.25
99	資源循環課	270	意見	複数のごみ原価計算基準が混在している現状において、市民等のごみ原価計算情報の利用者が、市のごみ原価計算の基礎について正しく理解できるよう、市が採用しているごみ原価計算の基準についての情報(「廃棄物処理事業原価計算の手引」をベースにした独自の原価計算基準を採用している旨等)を可能な限り開示資料において明示するよう要望する。	R4.10.25
100	資源循環課	272	指摘	解体工事費用は中間処理施設を解体するための工事であり、中間処理部門に直接紐づけられるコストであることが明らかであり、間接費としての性格は認められないことから、今後の原価計算においては、管理部門の経費ではなく、中間処理部門の経費として計上されたい。	R4.10.25
101	資源循環課	272	意見	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、解体工事費用のように、支出年度の費用として計算した場合に他の年度の原価負担と著しく均衡を欠くことになる費用については、可能な限り、工事費用総額を見積もり、解体工事の対象となる固定資産の耐用年数等を基礎として、適正に見積もった期間により費用化する事務を検討するよう要望する。	R4.10.25
102	資源循環課	273	指摘	旧工場の建物等の残存価額については、当初の予定期間での減価償却を継続することなく、即時費用処理されたい。	R5.10.19
103	資源循環課	273	指摘	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、清掃工場の建て替えを意思決定した場合には、当初予定による残存耐用年数と、建て替えに伴い解体・撤去されるまでの経済的使用可能予測期間とを比較し、固定資産の耐用年数を見直しする事務を徹底されたい。	R5.10.19

令和3年度船橋市包括外部監査結果報告書措置状況一覧

※ 監査の結果に対し措置を講じた状況等が記載されている最新の通知の日付を記載しています。内容については、各通知文をご覧ください。

年度 管理 番号	担当課	頁	区分	報告書記載事項	措置状況等 公表年月日(市長 等からの通知日)
104	資源循環課	277	指摘	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、固定資産を(ア)建物、(イ)構築物及び機械装置、(ウ)自動車及び船舶、(エ)工具及び器具備品に適切に区分し、資産の区分に応じた適切な耐用年数を適用して減価償却費を計算する事務を検討されたい。	R5.10.19
105	資源循環課	278	意見	一般廃棄物処理事務の透明性を確保し、ごみ処理経費の適正な開示を確保するためにも、工事費負担金のように、支出年度の費用として計算した場合に他の年度の原価負担と著しく均衡を欠くことになる費用で、繰延勘定を設けて償却することができる費用に該当すると考えられる場合には、工事費負担金の対象となった固定資産の耐用年数等を基礎として、適正に見積もった期間により償却する方法を検討するよう要望する。	R4.10.25
106	資源循環課	279	指摘	施設整備のための起債利子については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価算入するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」と異なる原価計算方法を採用するのであればそのような計算方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R5.10.19
107	資源循環課	279	指摘	退職手当引当金繰入額については、「廃棄物処理事業原価計算の手引」の理論的処理方法に準拠して原価算入するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」の理論的処理方法と異なる原価計算方法を採用するのであればそのような計算方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R5.10.19
108	資源循環課	281	指摘	副産物売払収入の取扱いについては、「廃棄物処理事業原価計算の手引」に準拠して原価から控除するのであればその旨を、「廃棄物処理事業原価計算の手引」と異なる処理方法を採用するのであればそのような処理方法を採用するに至った結論の背景を、市の原価計算基準を策定する際には明文化されたい。	R6.10.17
109	資源循環課	283	意見	市の独自の原価計算基準を整理した上で、改めてごみ原価計算を実施した結果、必要であれば、現行のごみ処理手数料の見直しについて検討するよう要望する。	R4.10.25